

令和8年 富士見町 告示

第 2 号

富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱
をここに公布する。

令和8年1月13日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進、地域産業の活性化、既存住宅の改修等による住環境の改善、移住・定住の促進、都市機能の増進及び災害に強いまちづくりを目的として、町内施工業者を利用して省エネリフォーム工事を行う町民に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて富士見町補助金等交付規則(昭和51年富士見町規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネリフォーム工事 別表に掲げる工事をいう。
- (2) 町内施工業者 町内に本店又は支店等の法人登記等を有する業者をいう。
- (3) 移住者、定住者 補助対象建築物の所在地を住所として住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定による転入又は同法第23条の規定による転居したもの又はしようとする者であって、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 補助対象建築物の省エネリフォーム工事の完了後1箇月以内に当該建築物の所在地を住所として転居しようとする者
 - イ 補助対象建築物の所在地を住所として転入し、第7条第1項の事業計画書の提出をする時点において転入から2年を経過しない者
 - ウ 補助対象建築物の省エネリフォーム工事完了後1箇月以内に当該建築物の所在地を住所として転居しようとする者。ただし、転入から3年以内の転居に限る。
 - エ 転入から3年以内に補助対象建築物の所在地を住所として転居し、第7条第1項の事業計画書の提出をする時点において転居から2年を経過しない者
- (4) 居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号に規定する区域で、居住を誘導すべき区域として富士見町立地適正化計画に定める区域
- (5) 消防団員等 富士見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年富士見町条例第28号)第3条の規定により任用された消防団員又は消防団員を退団した者で、勤続5年以上の勤務を有し、かつ、退団後3年以内の者であり、申請者又は申請

者と同居している3親等以内の者

- (6) 申請者 事業計画の承認を受けようとする者
 - (7) 交付対象者 事業計画の承認を受けた者
 - (8) 交付決定者 補助金の交付決定を受けた者
- (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、補助対象建築物の所有者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 富士見町に住民登録がある者
 - イ 移住者、定住者
 - (2) 富士見町が賦課する町税及び料金(以下「町税等」という。)の滞納がない者
 - (3) 富士見町暴力団排除条例(平成24年富士見町条例第26号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものでない者
- (補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び他の関係法令に違反のない建築物であり、個人住宅、併用住宅の住宅部分及び集合住宅の自己占有部分(ただし、区分登記されていること。)とする。

2 前項に規定する建築物は町内にある自己所有の建築物とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象建築物の省エネリフォーム工事に係る経費のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内施工業者が施工するものに係る経費
 - (2) 費用が10万円以上である省エネリフォーム工事に係る経費
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費が国、県及び町の他の制度による補助金を受けている場合、又は次の各号のいずれかに該当する補助金の交付を過去に受けたことがあるものは、当該補助金の対象外とする。

- (1) 富士見町住宅リフォーム事業補助金(平成23年3月8日告示第22号)
- (2) 富士見町省エネ住宅リフォーム事業補助金(令和5年3月7日告示第19号)

3 補助金の交付額は別表に掲げるとおりとする。

4 補助金の加算は別表に掲げるとおりとする。

(補助の回数)

第6条 補助の回数は同一申請者に対して1回限りとする。

(事業計画及び承認)

第7条 申請者は、省エネリフォーム工事の着工前に富士見町省エネリフォーム事業計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
 - (2) 工事見積書の写し
 - (3) 住民票の写し
 - (4) 申請を代理人に委任する場合は、委任状
 - (5) 使用する材料の性能を証する仕様書又はカタログ等の写し
 - (6) 施工箇所が分かる図面
 - (7) 建築物の登記事項証明書の写し(閲覧承諾書に変えることができる。)
 - (8) 納税証明書(閲覧承諾書に変えることができる。)
 - (9) 建築物の外観写真、工事予定箇所の写真(住宅用防災機器が住宅に既設の場合は、その写真を含む。)
 - (10) 施工業者が町内業者であることを証する書類
 - (11) 環境省の実施する「うちエコ診断」(WEB版に限る)の診断結果
 - (12) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査し、適當と認めたときは、富士見町省エネリフォーム事業承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業承認の条件)

第8条 町長は事業承認をする場合には、補助対象建築物に対して、諏訪広域連合火災予防条例(平成12年7月1日諏訪広域連合条例第31号。以下「火災予防条例」という。)第29条の2に規定する住宅用防災機器を設置することを条件に付する。ただし、これらの建築物に住宅用防災機器が既に設置されている場合又は火災予防条例第29条の5により設置を免除された場合については、この限りでない。

(変更承認)

第9条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ富士見町省エネリフォーム事業計画変更書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (2) 施工箇所又は施工方法に変更があるとき。

(3) 事業がやむを得ない理由により予定の期間内に完了しないとき。

(4) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査し、適當と認めたときは、富士見町省エナリフォーム事業変更承認通知書(様式第4号)により交付対象者に通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 交付対象者が、事業の中止をしようとするときは、富士見町省エナリフォーム事業中止届(様式第5号)を町長に届け出なければならない。

(申請・完了実績報告及び決定)

第11条 交付対象者は、当該工事が完了したときは、速やかに富士見町省エナリフォーム事業補助金交付申請書・完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 領収書等の写し

(2) 使用した材料の性能を証する納品書等の写し

(3) 施工箇所ごとの施工中及び完了時の写真

(4) 住宅用防災機器が住宅に設置されていることが分かる写真(事業計画書に添付した場合を除く。)

2 前項に規定する書類の提出期限は、当該工事の完了の日から起算して1か月を経過する日とする。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を決定し、富士見町省エナリフォーム事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条第3項の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに富士見町省エナリフォーム事業補助金支払請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 事業承認の内容、これに付した条件その他法令又は要綱に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した時点において、当該補助金が既に交付されているときは、期限を定め、交付決定者にその返還を求めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表

対象工事	交付の要件	補助金額
窓の交換、内窓の新設	熱貫流率が2.33以下のものを使用すること。	1 補助対象経費の2分の1(1,000円未満の端数切捨て) 限度額は、10万円
ドアの交換	熱貫流率が2.33以下のものを使用すること。	
断熱材の設置	熱伝導率が0.041以下の断熱材を使用すること。ただし、吹付け、吹込み断熱工事は対象外とする。	2 補助金の加算 ①移住者・定住者：5万円 ②居住誘導区域内：3万円 ③消防団員等：3万円 上記1で算出した額と加算との合計額は、補助
遮熱塗装	近赤外線領域における日射反射率が50%以上の塗料で塗装すること(戸建て住宅に限る)。	
節湯水栓の設置	節湯マーク(A、B、Cいずれか)又は節湯種類記号(A1、B1、C1のいずれか)の記載があるものを設置すること。	対象経費の2分の1が限度(1,000円未満の端数切捨て)
節水型トイレの設置	洗浄水量が6リットル以下の製品(一般社団法人日本レストルーム工業会基準適合)を設置すること。	3 工事全体のうち、交付の要件を満たす対象工事のみを補助対象経費とする。
LEDの設置	既存の蛍光灯や白熱灯をLED照明器具又はLED電球へ交換すること。	4 複数の対象工事を実施する場合、対象工事の合計額を補助対象経費とする。
高断熱浴槽の設置	JIS A5532に規定する性能を満たし、4時間放置した際の湯温低下が2.5℃以内である製品を設置すること。	
高効率給湯器の設置	国の補助事業の性能要件を満たす、ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、ハイブリッド給湯機、潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)、潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)のいずれかを設置すること。	
高効率エアコンの設置	省エネ基準達成率が100%以上であり、かつ、統一省エネラベルの多段階評価点が星3つ以上である製品を設置すること。	

富士見町長 様

(申請者)住所
氏名
電話番号

富士見町省エネリフォーム事業計画書

富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金の交付に係る事前審査を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

1 交付予定額の算出方法

工事見積金額	補助対象経費	交付予定額
円	円	円

備考 (1) 補助対象経費に補助率を乗じた額は、1,000円未満を切り捨てる。

2 計画概要

建築物の所在地	富士見町	
建築物の区分 (いずれかに○)	・個人住宅 　・併用住宅 　・集合住宅	
申請者の区分 (該当する全てに○)	・一般所有者 ・移住者、定住者 ・居住誘導区域内 ・消防団員等(申請者以外の場合、同居している3親等以内のものの氏名を記載) (分団名 　・現役 　・退団 年 月 日 　・氏名)	
工事の内容 (該当する全てに○)	・ガラス、窓の交換、内窓の新設 ・ドアの断熱化工事 ・断熱材の設置 ・遮熱塗装 ・節湯水栓の設置 ・節水型トイレの設置 ・LEDの設置 ・高断熱浴槽の設置 ・高効率給湯器の設置 ・高効率エアコンの設置	
住宅用防災機器関係 (いずれかに○)	・住宅に既設 　・この工事に伴い住宅に設置	
工事期間	月 日 ～ 月 日	
施工業者	名称	
	住所	富士見町
(添付書類)	・位置図 　・工事見積書の写し 　・住民票の写し 　・申請を代理人に委任する場合は、委任状 ・使用する材料の性能を証する仕様書又はカタログ等の写し 　・施工箇所が分かる図面 ・建築物の登記事項証明書の写し(閲覧承諾書に変えることができる) 　・納税証明書(閲覧承諾書に変えることができる) ・申請者及び申請に関係する者の住民票の異動情報、戸籍に関する情報、消防団の加入に関する情報を補助金交付事務取扱職員が確認することの閲覧承諾書 ・建築物の外観写真、工事予定箇所の写真(住宅用防災機器が住宅に既設の場合は、その写真を含む) ・施工業者が町内業者であることを証明する書類 　・環境省の実施する「うちエコ診断」(WEB版に限る)の診断結果 ・その他町長が必要と認める書類	

様式第2号(第7条関係)

第号
年月日

様

富士見町長

富士見町省エネリフォーム事業承認通知書

年月日付で提出のあった事業計画については、下記のとおり承認したので、
富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。
なお、本通知は、補助金の交付決定通知ではありませんので御注意ください。

記

1 交付予定額 円

*交付金額の確定については、補助金交付申請後となります。

2 承認の条件

(1) 住宅用防災機器を設置すること。

(富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱第9条第1項ただし書に該当する場合を除く。)

(2) 工事期間を遵守すること。

(3) その他

年 月 日

富士見町長 様

(補助対象者) 住 所
氏 名
電話番号

富士見町省エネリフォーム事業計画変更書

年 月 日付 第 号で承認の通知を受けた富士見町省エネリフォーム事業計画を下記のとおり変更したいので、富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 変更交付予定額の算出方法

工事見積金額	補助対象経費	交付予定額
(円) 円	(円) 円	(円) 円

備 考 (1) ()内は、当初提出分。

(2) 補助対象経費に補助率を乗じた額は、1,000円未満を切り捨てる。

2 計画概要

変更の理由	
工事の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス、窓の交換、内窓の新設 ・ドアの断熱化工事 ・断熱材の設置 ・遮熱塗装 ・節湯水栓の設置 ・節水型トイレの設置 ・LEDの設置 ・高断熱浴槽の設置 ・高効率給湯器の設置 ・高効率エアコンの設置
工 事 期 間	月 日 ~ 月 日
(添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の工事見積書の写し ・変更後の使用する材料の性能を証する仕様書又はカタログ等の写し ・変更後の施工箇所が分かる図面 ・変更後の工事予定箇所の写真 ・その他変更に関係する書類

様式第4号(第8条関係)

第号
年月日

様

富士見町長

富士見町省エネリフォーム事業変更承認通知書

年月日付で提出のあった富士見町省エネリフォーム事業の変更については、下記のとおり承認したので、富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

なお、本通知は、補助金の交付決定通知ではありませんので御注意ください。

記

1 変更交付予定額 円

当初交付予定額 円

増 減 額 円

*交付金額の確定については、補助金交付申請後となります。

2 変更承認の条件

3 そ の 他

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

富士見町長 様

(補助対象者) 住 所
氏 名
電話番号

富士見町省エネリフォーム事業中止届

年 月 日付 第 号で承認の通知を受けた富士見町省エネリフォーム事業について、下記の理由により中止したいので、富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱第10条の規定により、届け出ます。

記

1 中止の理由

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

富士見町長 様

(補助対象者) 住 所
氏 名
電話番号

富士見町省エネリフォーム事業補助金交付申請書・完了実績報告書

年 月 日付 第 号で承認の通知を受けた富士見町省エネリフォーム工事が下記のとおり完了したので、富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 完了年月日 年 月 日

(添付書類)

- 1 領収書等の写し
- 2 使用した材料の性能を証する納品書等の写し
- 3 施工箇所ごとの施工中及び完了時の写真
- 4 住宅用防災機器が住宅に設置されていることが分かる写真(事業計画書に添付した場合を除く)

様式第 7 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見町長

富士見町省エネリフォーム事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 そ の 他 | |

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

富士見町長 様

(交付決定者) 住 所
氏 名
電話番号

富士見町省エネリフォーム事業補助金支払請求書

年 月 日付 富士見町指令 第 号で交付決定の通知を受けた富士見町省エネリフォーム事業補助金の交付を受けたいので、富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 支払請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀 行 本店 信用金庫 本所 信用組合 支店 農 協 支所 ゆうちょ銀行
預金の種別	普通・当座 (該当を○で囲む)
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	